

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT） に関する最近の動向 ー特別措置法の改正を中心にー*

小 林 寛

はじめに

2015年12月12日にパリ協定が採択され、各国の批准が進み、同協定は2016年11月4日に発効した¹。これにより、すべての国が排出削減に向けた目標・行動を作成・提出し5年ごとに更新する義務を負うことから、世界全体における地球温暖化対策がより一層求められることが明らかとなった。再生可能エネルギー電気の全発電量に占める割合を増加させることは有力な地球温暖化対策の一つであろう。わが国における発電電力量のうちの再生可能エネルギー電気が占める割合は2014年度において12.2%（水力を含む）であるところ²、2015年7月に策定された2030年のエネルギーミックスにおいては、この割合を22～24%程度に伸長させて行くという目標が示された³。この目標を達成するための手段として、わが国は現在、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）（以下「再エネ特措法」という）（2012年7月施行）に基づき固定価格買取制度を採用しているところ、一定の課題を踏まえて、近時改正が行われた（改正後の再エネ特措法を以下「改正再エネ特措法」という）。そこで、

* 受理日2016年11月10日

1) 日本経済新聞2016年11月5日3面。パリ協定の概要については、環境省「パリ協定の概要（仮訳）」〈http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-a.pdf〉（最終閲覧日：2016年11月10日）の他、論稿として、高村ゆかり「パリ協定で何が決まったのか——パリ協定の評価とインパクト」法教428号44頁（2016年）等参照。

2) 経済産業省編『エネルギー白書2016年版』（経済産業調査会、2016年）185頁ないし186頁。

3) 経済産業省「長期エネルギー需給見通し」（2015年7月）7頁〈http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150716004/20150716004_2.pdf〉（最終閲覧日：2016年11月10日）。

本稿においては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の最近の動向について、改正再エネ特措法の内容を中心に考察を行う。

1 再エネ特措法の制定・改正の経緯

わが国においては、サンシャイン計画（1974年）、ムーンライト計画（1978年）と統合されたニューサンシャイン計画（1993年）の後に⁴、1997年に新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年4月18日法律第37号）が制定された。同法の下で、経済産業大臣が新エネルギー利用等（同法2条）の促進に関する基本方針およびエネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針を策定・公表し（同法3条および5条）、太陽光発電や風力発電といった新エネルギー事業について、主務大臣が事業者の利用計画を認定したうえで（同法8条）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が事業者の新エネルギー利用等に係る債務の保証を行う（同法10条）等の支援制度が導入された⁵。

2002年に電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年6月7日法律第62号）が制定され、電力会社は販売電力量のうち基準利用量以上の新エネルギー等（同法2条2項）電気を利用しなければならないこととなった（同法5条）⁶。このような制度は一般にRPS(Renewable Portfolio Standard)と呼ばれる（以下「RPS」という）。RPS制度導入後の再生可能エネルギー電気の供給量は増加し、一定の成果が得られた。しかしながら、「発電の限界費用と再エネ調達コストの差額の料金転嫁ルールが定められていなかったこともあり、電力自由化の流れの中で、当時の電気事業者のRPS制度に対する抵抗感は強かった」とされ⁷、また、「RPS法に対しては、電力会社に対する義務付け量が低いいため、かえって再生可能エネルギー

4) 経済産業省・前掲注2) 173頁参照。

5) 大塚直『環境法〈第3版〉』（2010年、有斐閣）166頁参照。

6) 新エネルギー等電気の利用義務の履行方法については、いくつかの方法を選択できるとされた。大塚・前掲注5) 167頁参照。

の普及上限を設定する制度となっているとの批判」があったとされる⁸。そこで、2011年3月11日の東日本大震災の後、同年8月に、再エネ特措法が制定された（同法案の閣議決定は、東日本大震災の数時間前になされたとされる）。これにより、RPS法は廃止され（再エネ特措法附則11条）、固定価格買取制度(Feed-in Tariff)（以下「FIT」という）にとって代わることとなった⁹。すなわち、わが国の再生可能エネルギー法制は、RPSからFITに移行したという経緯がある¹⁰。すなわち、電力会社は、発電事業者による再生可能エネルギー電気の全量を決められた固定価格によって一定期間買い取ることが義務づけられたのである。なお、余剰電力買取制度は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年7月8日法律第72号）に基づき2009年11月から開始され、余剰電力に係る買取費用を太陽光発電促進付加金として電気を使用する全ての者に負担させるものであったが、FITの導入に伴い、2014年9月分の電気料金までをもって適用終了となったとされている¹¹。

もっとも、再エネ特措法の下で2012年7月1日にFITが施行されてから

7) 竹内純子「再エネ普及政策はどうあるべきか——FIT法見直しの経緯と概要」環境管理52巻7号77頁（2016年）。

8) 武川丈士「再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度について」企業会計63巻6号157頁（2011年）。

9) 筆者はFITについて過去に検討したことがある。拙稿「再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する最近の動向」環境管理50巻8号56頁（2014年）、同「地熱エネルギーの利用促進に係る法的課題：温泉資源の保護との調整的視点に基づく考察」地熱技術38巻3号23頁（2013年）参照。

10) RPS法のうち一定の規定は当分の間その効力を有するとの経過措置が設けられているものの（再エネ特措法附則12条）、かかる経過措置は平成29年度から平成33年度までの5年間で廃止することとされた（ただし、一定の設備はFITへの移行が認められる）。資源エネルギー庁資料「再生可能エネルギーの導入促進に係る制度改革について」（2016年6月）（以下「資源エネルギー庁制度改革資料」という）35頁（<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20160613/saiseienergy.pdf>）（最終閲覧日：2016年11月10日）。

11) 東京電力株式会社「太陽光発電の余剰電力買取制度について」〈<http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/shin-ene/taiyoukou/fukakin-j.html>〉（最終閲覧日：2016年11月10日）参照。

3年以上が経過した間に、様々な実務上の課題が発生した。例えば、事業用太陽光発電が認定容量のうちかなりの割合を占めていた（2016年1月末時点で約8561万kwのうち約7479万kwが事業用太陽光発電であり¹²、かつ未稼働件数も多かった（2012年度から2013年度の認定案件のうち34万件が未稼働とされる（2015年12月末時点¹³））ために再生可能エネルギー間のバランスを確保する必要があったこと、再生可能エネルギー電気の買取費用の多くは最終的には賦課金という形で電力消費者である国民に転嫁されることから、その負担を抑制し、「コスト効率的に導入を促進する」¹⁴が必要であったこと¹⁵、再生可能エネルギー発電設備に係る発電事業者からの接続申込みに対する電力会社による回答保留などの問題が挙げられる¹⁶。このような問題を受けて、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会における検討を経て¹⁷、わが国のFITは改正されることとなった¹⁸。

2 FITの概要

FITは、電気事業者（後述のとおり、改正再エネ特措法2条1項により、

12) 資源エネルギー庁制度改革資料5頁。

13) 資源エネルギー庁制度改革資料7頁。

14) 経済産業省資料「『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）等の一部を改正する法律』が公布されました」（2016年6月3日）〈<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160603009/20160603009.html>〉（最終閲覧日：2016年11月10日）。

15) 「賦課金の上昇」について、寺林暁良「再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況（3）～2016年4月の買取価格改定と今後の注目点～」金融市場27巻5号22頁ないし23頁（2016年5月）参照。

16) 経済産業省・前掲注14）参照。

17) 同委員会「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書」（2016年2月）〈http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/saisei_kanou/pdf/report_01_01.pdf〉（最終閲覧日：2016年11月10日）参照。同報告書2頁においては、FIT見直しの目的として、「再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る」ことが指摘されている。

その定義は改正された)に、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスその他政令で定める再生可能エネルギー（再エネ特措法2条4項）によって発電された電気の全量を一定期間、一定価格で買い取ることを義務づける制度である。

経済産業大臣は、毎年度、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態および規模ごとに（後記入札制度の対象となるものを除く）、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という）およびその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という）を定める（改正再エネ特措法3条1項）。2016年度の各再生可能エネルギーに関する調達価格および調達期間は以下のとおりである¹⁹⁾。太陽光発電（10kW未満）については余剰買取のうち出力制御対応機器設置義務があるものは1kWh当たり33円（税込）、ダブル発電・余剰買取のうち出力制御

18) FITの改正に関する最近の論稿・記事等として、諸富徹「再生可能エネルギーの大量導入と電力システム改革」環境情報科学45巻1号3頁（2016年）、川本周「電力システム改革下における固定価格買取制度見直しの動向について」NBL1067号74頁（2016年2月）、小幡雅男「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し」環境管理52巻3号70頁（2016年3月）、同「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）改正案が2月9日に国会に提出」環境管理52巻4号93頁（2016年4月）、山家美歩「再生可能エネルギーの課題と現状について」環境技術45巻4号171頁（2016年4月）、寺林・前掲注15）20頁、南野彰「『太陽光パブ』潰しの改正FIT法 中小企業の淘汰や再編が加速」エコノミスト94巻26号84頁（2016年6月）、高村ゆかり「再生可能エネルギーをめぐる法政策 日本の現状と課題」環境三学会合同シンポジウム資料（2016年7月）、竹内・前掲注7）76頁（2016年7月）、大西一成「再エネ特措法（FIT法）の平成28年改正」（2016年8月）〈https://www.amt-law.com/pdf/bulletins10_pdf/160824.pdf〉（最終閲覧日：2016年11月10日）、水上貴史『再生可能エネルギービジネスの法律と実務』（日本加除出版、2016年）38頁および423頁以下等参照。本稿は、2016年5月の改正に焦点をあてるが、これよりも前の改正や運用見直しについては、第一東京弁護士会環境保全対策委員会編『再生可能エネルギー法務』（勁草書房、2016年）78頁以下参照。

19) これらを決定する上で尊重される調達価格等算定委員会の意見（再エネ特措法3条5項）については、同「平成28年度調達価格及び調達期間に関する意見」（2016年2月22日）〈http://www.meti.go.jp/committee/chotatsu_kakaku/pdf/report_005_01_00.pdf〉（最終閲覧日：2016年11月10日）参照。

対応機器設置義務があるものは1 kWh 当たり27円（税込）（調達期間はいずれも10年）、10kW 以上の太陽光発電については1 kWh 当たり24円（税抜）（調達期間は20年）、風力発電については1 kWh 当たり22円（税抜）（20kWh 以上）、55円（税抜）（20kWh 未満）、36円（洋上風力）（調達期間はいずれも20年）（2015年度と同様）、地熱発電については1 kWh 当たり26円（税抜）（1万5000kW 以上）、40円（税抜）（1万5000kW 未満）（調達期間はいずれも15年）（2015年度と同様）、水力については1 kWh 当たり24円（税抜）（1000kW 以上 3 万 kW 未満）、1 kWh 当たり29円（税抜）（200kW 以上1000kW 未満）、1 kWh 当たり34円（税抜）（200kW 未満）（調達期間はいずれも20年）（2015年度と同様）とされた²⁰。このように、一定のリードタイムを要する再生可能エネルギーの調達価格は据え置かれているが、比較的リードタイムの短い太陽光発電の調達価格は漸減している。

FIT の適用を受けるためには、発電事業者は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受ける必要がある（改正再エネ特措法9条）。認定を受けた発電事業者は、電気事業者と特定契約（同法2条5項）を締結し、調達期間にわたり、一定の調達価格で電気事業者に対して再生可能エネルギー電気を供給する。小売電気事業者等は、電気供給の対価の一部として、電気の利用者に対して賦課金の支払いを請求できる（同法36条1項）。費用負担調整機関（同法55条1項）は、賦課金の支払いを受けた小売電気事業者等から納付金を徴収し（同法31条1項）、調整を行ったうえで、電気事業者に対して交付金を交付する（同法28条1項）²¹。

以上、簡単ではあるがFIT を概観したので²²、以下では、改正再エネ特

20) 既設導水路活用中小水力およびバイオマスについては紙幅の制約上本稿では割愛する。調達価格および調達期間については以下のウェブページにおいて公開されている。資源エネルギー庁「なっとく！再生可能エネルギー 買取価格・期間等」〈http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/kakaku.html〉（最終閲覧日：2016年11月10日）。

21) FIT の基本的な仕組みについては、資源エネルギー庁制度改革資料38頁ないし40頁参照。

措法の概要について言及する。

3 改正再エネ特措法の概観

わが国の再エネ特措法に基づく FIT は、2016年5月25日に改正され、2017年4月1日から施行される（ただし、後記賦課金減免制度の見直しについては、2016年10月1日から施行）。その概要は大きく、1：「新認定制度の創設」、2：「買取価格の決定方法の見直し」、3：「買取義務者の見直し等」、4：「賦課金減免制度の見直し」に分けられる²³。以下、順に概観する。

(1) 新認定制度の創設

「新認定制度の創設」については、厳格な認定制度が創設されることとなった。すなわち、まず、2017年3月31日までに電力会社との接続契約を締結していない場合には、原則として、認定が失効する（改正再エネ特措法に係る附則7条）（もっとも、同年4月1日において、発電開始済みおよび接続契約締結済みの案件については認定を受けたものとして、新制度が適用される（同附則4条）²⁴）。

また、前述した設備認定後の未稼働案件が多い問題に対応するために、認定時期をこれまでの系統接続の申込の前から系統接続の契約締結後に遅らせることとした²⁵。これにより、買取価格が高い時期に早く認定を取得しながら設備を稼働せずに発電費用の低下を待って差益を得ようとする不当な案件に対して適切な対応がとられるものと評価できる。そもそも、このような案件の発生を防止するためには、認定基準を厳格にすることと認定後に運転を

22) FIT の内容については、別稿（拙稿・前掲注9）参照）において言及したので、ここでは詳細な検討は割愛する。

23) 経済産業省・前掲注14）。改正の全体像については、高村・前掲注18）21頁参照。

24) 資源エネルギー庁資料「平成29年4月1日から固定価格買取制度が変わります」（2016年5月25日）〈<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160525005/20160525005.pdf>〉（最終閲覧日：2016年11月10日）および資源エネルギー庁制度改革資料13頁。

25) 資源エネルギー庁制度改革資料7頁。新認定制度に対しては、「中小発電事業者がより不利な状況に置かれることになりかねないと言われている」との指摘もある。南野・前掲注18）85頁。水上・前掲注18）450頁も参照。

開始すべき期限を設ける必要があり、この観点からの対応もなされた。すなわち、前者（認定基準の厳格性）については、改正再エネ特措法9条3項および同法施行規則5条によって、複数の認定基準が新設された。改正前は発電設備と発電方法が基準に適合するものであったのに対して、改正後は大きく事業内容、事業の実施および発電設備の3つに分けて基準への適否が検討されることとなった。具体的には以下のとおりである。

発電事業者は改正再エネ特措法9条1項に基づき再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行い、同条3項の要件に適合する場合に経済産業大臣が認定を行う。要件は大きく5つに分かれているところ、最も重要なのは同条項1号ないし3号である。2号は「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」と定められており、同号中に省令への委任は明示されていないが（もっとも同法78条参照）、同法施行規則6条において3つの基準が定められている（1：電気事業者による再生可能エネルギー発電設備の維持および接続に関する電気事業者の同意、2：再生可能エネルギー発電設備の設置場所における使用権原、3：関係法令の遵守）。同法9条3項1号は再生可能エネルギー発電事業の内容に関する要件であり、同3号は発電設備に関する要件であるが、要件の具体的な内容は省令への委任により改正再エネ特措法施行規則5条1項および2項にそれぞれ規定されている。事業内容に関する要件は同条1項において大きく15の基準が定められており、発電設備に関する要件は同条2項において大きく9つの基準が定められている²⁶。以下、適宜省略しながら重要と思われる条文の全部または一部を引用しつつ、必要に応じてコメントを付す。

改正再エネ特措法施行規則5条1項

1：「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について、再生

²⁶ 各認定基準の解説については、資源エネルギー庁「『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令』について」（2016年7月29日）（以下「資源エネルギー庁規則解説」という）（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/kaisei_syorei.pdf）（最終閲覧日：2016年11月10日）参照。

可能エネルギー発電事業計画が明確かつ適切に定められていること」

再生可能エネルギー発電事業は長期にわたるため、毎年度予定する計画の内容を具体的に記載することが望ましいと解される。

- 2：「特段の理由がないのに一の場合において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと」

電気事業法上の規制を免れる等の目的で小規模出力設備に分割して認定を申請するという行為を防止するための基準である²⁷。特段の理由とは、かかる目的が認められず、立地条件に特殊性がある等のために一つの場合において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する正当な理由があることであると解される。

- 3：「再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること」

- 4：「再生可能エネルギー発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者から、当該電気事業者がその供給する電気の電圧及び周波数の値を電気事業法…（中略）…に規定する経済産業省令で定める値に維持するために必要な範囲で、当該再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力するものであること」

発電事業者は、電力会社から出力抑制を求められた場合にはこれに協力しなければならないわけであるが、常に出力抑制に応じなければならないとすると、再生可能エネルギー電気を供給することが出来なくなってしまうおそれがある。そこで、この協力は必要かつ合理的な範囲内に留めると解すべきであり、出力抑制に対する協力に係る運用には慎重な姿勢も要すると考えられる。出力抑制のルールを策定するに当たっては、過度な出力抑制を防止するという観点も考慮されるべきであろう²⁸。

²⁷ 資源エネルギー庁規則解説 2 頁参照。

- 5：略（発電事業者の氏名・名称等について記載した標識に関する定め）
- 6：「再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供するものであること」
- 7：「再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供するものであること」

発電設備の設置に要した費用や当該発電設備の運転に要する費用等に関する情報は調達価格の算定の際に考慮されるものであることから、適切な調達価格の算定のために発電事業者による必要かつ適切な情報提供が求められる²⁹。

- 8：「再生可能エネルギー発電設備（以下この号において「発電設備」という。）の廃棄その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること」

発電事業は永続するものではなく、いつかは終了することが見込まれる。その場合、利用を終えた発電設備は廃棄物として適切に処分すること等が必要となる。そこで、発電事業を開始する前から、発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する適切な計画を定めることが求められる。

- 9：「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設

²⁸⁾ 出力抑制のルールは2016年度中に公表するとされている。資源エネルギー庁規則解説3頁。出力抑制に関する問題点の指摘として、諸富・前掲注18）6頁参照。筆者も出力抑制について検討したことがある。拙稿「再生可能エネルギーの固定価格買取制度における新たな出力抑制ルール等について」環境管理52巻2号79頁（2016年）参照。

²⁹⁾ 資源エネルギー庁規則解説3頁参照。

備であって、その出力が十キロワット以上のもの（法第七条の規定により実施する入札の対象となる場合は除く。）においては、当該認定を受けた日から起算して三年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、調達価格等算定委員会の意見を聴いて経済産業大臣が定める方法で変更される調達価格又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない」]

出力10kW以上の太陽光発電設備については、認定日から3年以内に再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であることが求められる³⁰。すなわち、事業用太陽光発電に係る未稼働案件（つまり、発電設備の運転を遅らせることによって、調達価格を設定する時点で想定されていた発電事業に係る費用よりも実際の事業に係る費用が低くなり、事業者にとっては利益となる反面、終局的には国民に負担が転嫁されることになる）が発生することを防止し、発電設備の運転開始の遅滞が国民負担に転嫁されないことがないように、3年という開始期限を設けたものである。開始期限を過ぎた場合には、「調達価格を認定時の価格から毎年一定割合（例：年5%）下落させる、又は調達期間を短縮させる方法を、調達価格等算定委員会の議論を踏まえ決定する」とされている³¹。可及的速やかに発電設備の運転開始を促すという見地からは妥当かもしれないが、このような対応に係る法律上の根拠が明確ではないのではないかという疑問がある。確かに直接的な根拠は改正再エネ特措法施行規則5条1項9号但し書にあり、終局的な根拠は改正再エネ特措法3条1項および7項にあると考えられるが、開始期限を徒過した個別の事業者に対する不利益取扱いという意味合いを持つ調達価格の下落または調達期間の短縮の根拠をこれらの条項に見出すことは困難であるように解されるため、かかる決定を行うに

30) 資源エネルギー庁制度改革資料8頁。

31) 資源エネルギー庁規則解説4頁。

当たっては、法律上の根拠を明示する必要があると考えられる。他方、入札対象となる太陽光発電設備については、発電事業に係る費用の低減に向けた競争原理が働くことから、3年の開始期限は当てはまらず、別途の開始期限を設定することになろう³²。

- 10：「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものにおいては、当該認定を受けた後速やかに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること」

10kW未満の太陽光発電設備については、1年以内に運転を開始すべきとされており³³、「1年で認定が失効する取扱い」がとられるとされる³⁴。ただ、かかる取扱いの法律上の根拠は見出しにくい。改正再エネ特措法14条は発電事業者が発電事業を廃止したときに、認定の効力が失われると規定しているのであり、運転開始期限を過ぎた場合に認定を失効させる根拠にはならない。同法15条に基づく認定の取消しというべきであろう。

- 11：略（バイオマス発電に関する定め）

- 12：略（地熱発電に関する定め）

- 13：「前二号に掲げる基準のほか、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の種類に応じて適切に事業を実施するものであること」

- 14：略（関係法令の遵守に関する定め）

- 15：「当該認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと」

改正再エネ特措法施行規則5条2項

- 1：「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、当該設備に関する法令（条例を含む。）の規定を遵守していること」

- 2：「再生可能エネルギー発電設備が決定していること」

32) 資源エネルギー庁規則解説4頁参照。

33) 資源エネルギー庁制度改革資料8頁。

34) 資源エネルギー庁規則解説5頁。

これは、再生可能エネルギー発電事業の前提となる発電設備の確保を求めるものであり、一定期間内に発電設備の確保ができなかった場合には、認定の取消し等が行われるとされている³⁵⁾。原則としては、認定時点において発電設備が確保されていることが望ましいと考えられる。

- 3：「再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること」
- 4：「再生可能エネルギー発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること」
- 5：「再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業（当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合に限る。）をいう。以下次号において同じ。）を営む者からの認定の申請である場合を除く。
 - イ 当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について特定契約の相手方である電気事業者へ供給する構造であること。
 - ロ 当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に自家発電設備等とともに設置される場合にあつては、当該自家発電設備等が供給する電気が電気事業者へ供給されない構造であること」

これは、10kW 未満の太陽光発電設備について、電気事業者へ余剰

35) 資源エネルギー庁規則解説 6 頁。

売電できる構造であること（上記イ）、当該太陽光発電設備が自家発電設備等と共に1つの場所に設置される場合において当該自家発電設備等に係る電気が電気事業者に供給されない構造であること（上記ロ）を求めるものである。上記ロについては、1つの場所に複数の発電設備が設置されている場合にあくまでも再生可能エネルギーである太陽光発電についてFITの対象となることを明確にするものである。

- 6：「複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定の申請をする場合にあっては、当該事業に用いる太陽光発電設備が前号イに掲げる構造でないこと」

これは、屋根貸し事業を想定した規定であるとされているところ³⁶、当該事業が余剰売電できる構造ではないことが必要である。当該事業においては、発電した全電力を供給できる構造であることが求められる。

- 7：略（水力発電に関する定め）

- 8：「再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行う観点から適切な構造であること」

- 9：「法附則第四条の新エネルギー等認定設備でないこと」

これは、RPS法の適用を受ける新エネルギー等認定設備はFITの重複適用を受けられないことを定めたものである³⁷。

なお、認定手続きについては、改正再エネ特措法施行規則4条（改正前の7条）において認定手続きが定められている（申請書に一定の書類を添付することを求めるものである）。

(2) 買取価格の決定方法の見直し

「買取価格の決定方法の見直し」については、「入札を実施して買取価格を決定することができる仕組み」³⁸が導入されることとなった（改正再エネ

³⁶ 資源エネルギー庁規則解説7頁。

³⁷ 資源エネルギー庁規則解説7頁参照。

特措法4条以下)³⁹。

経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定し（同法4条）、入札実施指針を定める（同法5条）。当該指針において定められた再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る入札に参加しようとする者は、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない（同法6条）。経済産業大臣は、当該計画を提出した者の中から、当該計画が当該指針に照らして適切と認められるとして入札に参加できる者とそうでない者を分けて、前者を参加者として入札を実施する（同法7条）（指定入札機関については、同条10項および同法39条以下参照）。入札においては、当該指針に定める入札量の範囲内で、再生可能エネルギー発電設備の出力および供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定される（同法7条3項）（その他詳細は同条4項以下を参照）。経済産業大臣は、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等を定め、これを告示する（同法8条）⁴⁰。なお、国の職員が、入札の実施に関し、その職務に反し、一定の方法により、入札の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられる（同法80条）。

市場を利用して買取価格を決定するという仕組みは、諸外国の制度を参照

38) 経済産業省・前掲注14)。

39) 入札制度に関する問題点の指摘については、水上・前掲注18) 40頁ないし41頁および452頁ないし454頁参照。また、入札制度に対しては、「資本金のある大企業がやはり有利だ。業界では、一部の大手発電事業者が市場を寡占してしまうのではないかと懸念する」との指摘もある。南野・前掲注18) 85頁。寺林・前掲注15) 22頁も参照。この懸念が現実化するとすれば、入札制度施行後の状況を踏まえて、中小発電事業者に対する一定の配慮を検討する必要があると生じることもあり得よう。

40) 入札プロセス等については、資源エネルギー庁制度改革資料21頁参照。

して導入したものであるが、入札制度の適用対象は「大規模な事業用太陽光発電から」⁴¹⁾とされている。これは、法律上明示されているわけではないが、経済産業大臣による入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等の指定（改正再エネ特措法4条1項）および入札実施指針の定め（同法5条1項および2項）に基づくものであると解される。その際、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとされているから（同法4条2項および5条4項）、ここでも同委員会が重要な役割を果たすことになる。今後は、入札制度の適用対象は漸次拡大していくことが予想されるが⁴²⁾、その場合にはFITでありながら、部分的に入札制度を導入することで整合的に制度を運用することができるかどうかという課題が生じることも考えられる。地熱発電などのように計画段階から事業開始段階までのリードタイムが長い一定の再生可能エネルギーについては固定価格を維持し、太陽光のように比較的短期に事業を開始できる再生可能エネルギーについて入札制度を導入するという場合に、両者の区分けについて理論的根拠を検討する必要があるだろう。そもそもエネルギー政策においては、「3つのEとS」（すなわち、安定供給、経済効率性、環境適合および安全性）が基本的視点であるといわれる⁴³⁾。そして、入札制度導入の趣旨は、できる限り効率的に再生可能エネルギーの導入を進めることによって国民に対する負担を抑制することにある（改正再エネ特措法4条1項参照）⁴⁴⁾。このような趣旨に鑑みれば、経済的効率性を維持しながら安定的にエネルギーを供給することによって国民負担を抑制することが入札制度を今後拡大して行くとした場合の根拠になると考えられる。そうだとすると、同じ太陽光ではあっても、住宅用の小規模

41) 資源エネルギー庁制度改革資料21頁。

42) ドイツにおいては、「2017年には他のすべての再エネ電源に、新しい入札制度が適用される」とされている。諸富・前掲注18）7頁参照。

43) 経済産業省ウェブサイト「日本のエネルギーのいま：政策の視座」〈http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/energy_policy/energy2014/seisaku/index.html〉（最終閲覧日：2016年11月10日）。

44) 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会・前掲注17）4頁も参照。

太陽光発電についてまで入札制度を導入することは効率性という見地からは、現時点では無理があるように思われる。そのため、入札制度の適用対象は、当面は、大規模事業用太陽光発電に留まるものと考えられる。

また、太陽光については事業用・住宅用ともに買取価格は漸減しているところ（事業用太陽光（10kW以上）について、2012年度は1 kWh当たり40円であったのに対して、2016年度は同24円となった）、住宅用太陽光（10kW未満）については、2017年度以降の「価格低減のスケジュールを示す」こととなった（風力発電についても同様）⁴⁵。さらに、地熱や風力などの計画段階から事業開始段階までのリードタイムが比較的長い再生可能エネルギーについては、年度ごとに買取価格を示すのではなく、数年先の買取価格を予め示すことが可能となった（改正再エネ特措法3条2項（同条1項の「規定により定める調達価格等のほかに、当該年度の翌年度以降に同項の規定により定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができる」）⁴⁶。その趣旨は、このような再生可能エネルギーに係る事業者にとっての予測可能性を担保し新規事業者の参入を促進することにある。これに併せて、「環境アセスメントの迅速化」もあげられており⁴⁷、上記趣旨に鑑みれば妥当とも評価できるが、住民等の意見が適切に事業の意思決定プロセスに反映されるべきという見地からは、十分な環境影響評価の期間を確保することも重要と考えられる。

(3) 買取義務者の見直し等

「買取義務者の見直し等」については、再エネ特措法2条1項の改正により、買取義務を負う電気事業者が小売電気事業者等（小売電気事業者（電気事業法2条1項3号）、一般送配電事業者（同条項9号）および登録特定送配電事業者（同法27条の19第1項））から一般送配電事業者等（一般送配電事業者（同法2条1項9号）および特定送配電事業者（同条項13号））に変

45) 資源エネルギー庁制度改革資料19頁。

46) 資源エネルギー庁制度改革資料1頁、19頁および24頁。

47) 資源エネルギー庁制度改革資料23頁。

更されることとなった⁴⁸。これは、「広域運用等を通じた再生可能エネルギー電気の更なる導入拡大を図るため」⁴⁹であるとされている。これにより、一般送配電事業者等が発電事業者から買取りを行い卸電力取引市場を通じて小売電気事業者が買い付けを行うか（改正再エネ特措法17条1項1号）、一般送配電事業者等を通じて小売電気事業者または登録特定送配電事業者に対して小売供給することになるところ（同条項2号）、前者（同条項1号）が原則とされている⁵⁰。後者（同条項2号）の方法を再生可能エネルギー電気卸供給というところ（同法18条1項）、この場合、電気事業者は、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出て（同条項）、公表しなければならず（同条4項）、原則として同約款以外の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行ってはならないとされている（同条2項）。これは、当該電気事業者の再生可能エネルギー電気卸供給について当該約款に基づく供給条件の統一性や公平性を確保するためであると解される。ただし、当該約款により難しい特別の事情があって経済産業大臣の承認を受けた場合にはこの限りではない（同条項但し書）。

なお、電力会社の接続義務については、2016年4月に改正法が施行された電気事業法に基づく接続義務（同法17条4項）を負うことになるため接続義務が消滅するわけではないが⁵¹、再エネ特措法の下での一般送配電事業者等の接続義務を規定した同法5条は削除され、これに平仄を合わせる形で、接続を拒むことができる正当な理由を定めた同法施行規則6条も削除された。この点について、「すべての電源に共通な一般義務に切り替えてしまうことは、再生可能エネルギー電源の優先性を失わせることを意味する。そのため、この改正は現行法の趣旨を大きく変更する重大な制度変更である」との指摘が

48) 資源エネルギー庁制度改革資料1頁。

49) 経済産業省・前掲注14)。

50) 資源エネルギー庁制度改革資料26頁。

51) 資源エネルギー庁資料「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の改正について」（2016年6月）3枚目（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/fit_0607.pdf）（最終閲覧日：2016年11月10日）参照。

ある⁵²。特定契約の申込みに応ずる義務は消滅しておらず（改正再エネ特措法16条（改正前の同法4条））、特定契約の締結を拒むことができる正当な理由については改正再エネ特措法施行規則14条1項1号ないし12号に具体的に定められている。これに対して、接続義務については電気事業法の下で規律されることになったため、再生可能エネルギー電気は、非再生可能エネルギー電気と同列に扱われることになったものと考えられる。これにより、再生可能エネルギーの利用を促進するという再エネ特措法の趣旨が阻害されることになりはしないかという懸念は生じよう。電気事業法17条4項の下で一般送配電事業者（しかも、改正前の再エネ特措法5条と異なり、一般送配電事業者「等」ではない）が接続を拒否できる「当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由」の解釈および適用については厳格性（例えば、「障害を与えるおそれ」については、重大な障害を与えるおそれが明らかな場合」などと限定的に解釈する）が求められるといえよう。また、改正前の再エネ特措法施行規則6条と異なり、「その他正当な理由」の具体的な内容が明らかではないので、経済産業省令において明示することが望まれる。

(4) 賦課金減免制度の見直し

賦課金減免制度は、一定の要件を満たし認定を受けた電力多消費事業者に対する賦課金を減免するものである。すなわちこの制度は、年間の当該事業に係る電気の使用量が100万 kWh（再エネ特措法施行令2条2項）を超える事業所（かつ、当該事業の年間電気使用量が当該事業所全体の年間電気使用

⁵² 水上貴央監修・江口智子・佐藤康之編集幹事『再生可能エネルギー 開発・運用にかかわる法規と実務ハンドブック』（エヌ・ティー・エス、2016年）151頁（水上貴央）。また、水上・前掲注18）38頁ないし40頁および450頁ないし451頁も参照。これによると、「今後の詳細な制度設計において再生可能エネルギー電気の優先接続・給電が明確に認められる規定を盛り込むべきである」と指摘されている。同40頁。さらに、「再エネ特措法に規定される再生可能電力の『優先接続義務』が徹底されるよう求めていく必要があるだろう」との指摘もみられる。寺林・前掲注15）23頁。筆者も再生可能エネルギーの普及促進の見地から同電気に係る優先接続が認められるべきと考える。

量の50%を超えること）について（再エネ特措法施行規則21条8項）、製造業と非製造業に分けて、前者については当該事業の売上高千円当たりの電気の使用量（kWh）（以下「原単位」という）が製造業における電気使用に係る原単位の平均（0.7）の8倍（すなわち、5.6）を超える事業を行う者、後者についてはその原単位が非製造業における電気使用に係る原単位の平均（0.4）の14倍（すなわち、5.6）を超える事業を行う者に対して、賦課金を8割減免するというものである（再エネ特措法17条）⁵³。

同制度の見直し（2016年10月1日施行）については、製造業と非製造業に分けて定められることは従前と変わらないが、改正前の再エネ特措法17条1項に、「当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組を行うものからの申請」、「我が国の国際競争力の強化を図る観点から」との文言が加わった（改正後は改正再エネ特措法37条）。そして、経済産業省令で定める基準については、改正再エネ特措法施行規則21条の2において定められた。これにより、同制度の趣旨としてわが国の国際競争力の強化を図るという観点が明示され、認定基準に当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のための取組を行う者が加わったのである。また、減免率についても従前は、認定を受けた事業所について賦課金を8割減免としていたのに対して、改正後は、当該事業の種類や当該事業所において事業者が行っている原単位の改善のための取組状況を加味して減免率を適用することとなった（すなわち、製造業等とそれ以外の事業に分けて、前者のうち優良基準に適合する場合には8割減免、同基準に適合しない場合は4割減免、後者のうち同基準に適合する場合には4割減免、同基準に適合しない場合は2割減免とする）（同法施行令2条3項）⁵⁴。確かに、従前は一律8割減免としていたのを4つの減免率に細分化したことは、省エネの取組みをより一層求めるという見地からは妥当と解される。ただ、わが国の国際競争

53) 詳しくは、資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの固定価格買取制度について」（2012年7月）30頁以下（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/120522setsumeipdf）（最終閲覧日：2016年11月10日）参照。

力の強化を図るといふ観点が政策上重要であるとしても、そもそも根本的に、電力を多量に消費している事業者に対して賦課金を減免するということが他の電力消費者との間の公平性の確保という見地から妥当なのかということについては疑問の余地があり⁵⁵、その理論的根拠を今後さらに検討する必要があるであろう。

4 まとめ

本稿においては、今般の改正再エネ特措法の全ての内容について言及することはできなかつたが⁵⁶、同法の概要について、1：「新認定制度の創設」、2：「買取価格の決定方法の見直し」、3：「買取義務者の見直し等」、4：「賦課金減免制度の見直し」に分けて⁵⁷、検討を行った。この中でも特に重要なのは、厳格な認定制度が新たに創設されたことおよび買取価格の決定方法の見直しとして大規模な事業用太陽光発電について入札制度が導入されたことであろう。

前者については、設備認定後の未稼働案件が多い問題に対応するために、前述のとおり比較的厳格な認定基準が設けられたことや太陽光発電設備について認定後に運転を開始すべき期限が設けられたことは評価すべきである。これにより、適切な発電設備の下で早期にその運転が開始され、再生可能エネルギーの利用促進という再エネ特措法の趣旨に適うことが期待されるからである。ただ、発電事業者には大規模事業者のみならず中小規模事業者も存在すると解されるため、再生可能エネルギー事業に対する新規参入を促した

54) 詳しくは、資源エネルギー庁制度改革資料34頁および同「賦課金減免制度の見直しについて」(2016年10月)2頁以下(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf) (最終閲覧日：2016年11月10日) 参照。

55) 第190回国会衆議院会議録第25号3頁(2016年4月19日)(本村賢太郎)参照。

56) 改正再エネ特措法においては、本稿において言及した条項以外にも、電力・ガス取引監視等委員会(同法21条以下)や指定入札機関(同法39条以下)に関する条項など多くの規定が新設された。改正の全体像については、高村・前掲注18)21頁参照。

57) 経済産業省・前掲注14)。

めには、中小規模事業者に対する考慮も将来的には必要になってくるであろう⁵⁸。

また、後者については、今後は今般の改正で大規模な事業用太陽光発電に導入された入札制度の対象をどこまで拡大するかが検討課題の一つとなるように思われる。その際には、前述のとおり、エネルギー政策における基本的視点および入札制度の趣旨であるできる限り効率的に再生可能エネルギーの導入を進めることによって国民に対する負担を抑制することを十分に勘案することが必要となるであろう。この点は、施行後3年を経過した後に改めて検討し、必要に応じて見直しを加えられることになろう（改正再エネ特措法附則20条参照）。

改正再エネ特措法の施行によって、国民負担を抑制しつつ再生可能エネルギーの導入がより一層促進されることを期待したい。

〔追記〕脱稿後、調達価格等算定委員会「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（2016年12月13日）〈http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20161219002_01.pdf〉に接した。これによると、太陽光発電に係る入札制度の当面の対象規模は2 MW 以上、入札実施時期は原則として年2回（ただし、2017年度は年1回）となるとされる。

本稿は JSPS 科研費（基盤研究(C)，課題番号：JP16K03443 および JP15K07829）による研究助成を受けた成果の一部である。

58) 南野・前掲注18) 85頁参照。